

自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人夫婦について、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加費用等のほか、平成28年4月から同年6月までに支出した帰還関連費用が賠償された事例。

1364

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 平成23年分

- ① 避難費用（避難交通費）
- ② 避難費用（引越費用）
- ③ 生活費増加費用（家財道具購入費）
- ④ 就労不能損害
- ⑤ 精神的損害

イ 平成28年分

避難費用（帰還関連費用）

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(2) 期間

ア 上記(1)ア①、同②、同③及び同⑤について

平成23年3月11日から同年8月末日まで

イ 上記(1)ア④について

平成23年3月11日から同年9月10日まで

ウ 上記(1)イについて

平成28年4月15日から同年6月18日まで

2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,052,786円の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 平成23年分

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 避難費用（避難交通費） | 金18,740円 |
| ② 避難費用（引越費用） | 金78,732円 |
| ③ 生活費増加費用（家財道具購入費） | 金150,000円 |
| ④ 就労不能損害 | 金443,859円 |
| ⑤ 精神的損害 | 金80,000円 |

イ 平成28年分

避難費用（帰還関連費用） 金250,791円

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金30,664円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金160,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目(同項の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年3月5日

(仲介委員 九石拓也)